

真鶴町パートナーシップ宣誓制度  
利用ガイドブック



幸せをつくる  
真鶴時間

Find happiness in Manazuru

真鶴町

令和5年7月

1. 真鶴町パートナーシップ宣誓制度の趣旨
2. パートナーシップの定義
3. 宣誓をすることができる方
4. パートナーシップ宣誓の流れ
5. 宣誓に必要な書類
6. 宣誓後について
7. Q&A

**【参考】** 真鶴町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

## 1 真鶴町パートナーシップ宣誓制度の趣旨

真鶴町は、真鶴町民憲章の理念に基づき、一人ひとりの町民が互いに人権を尊重し、多様性を認め合う社会を目指すため、令和5年7月から「真鶴町パートナーシップ宣誓制度」を始めます。

この制度は、同性・異性を問わず、パートナーシップのある2人が、お互いを人生のパートナーであると宣誓し、宣誓したことに対し、町が宣誓書受領証等を交付するものです。

法的な効力は発生しませんが、様々な生きづらさを感じている方の悩みを少しでも軽減し、周囲の方の理解が深まることを期待しています。



## 2 パートナーシップの定義

法律上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務が発生するものではなく、互いを人生の大切なパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係をいいます。

同性・異性を問わず、希望者は条件が合えば誰でもパートナーシップを結ぶことができます。



### 3 宣誓をすることができる方

パートナーシップを宣誓するには、2人とも次の要件全てに該当している必要があります。

- (1) 成年に達していること。
- (2) 町内の同一住所に居住していること、又は一方が町内に住所を有し、かつ、3か月以内に他方が当該住所への転入を予定していること。  
  
※2人ともが町外に居住している場合は、宣誓をすることができません。  
  
※ただし、同一住所に居住することができない特別の理由がある場合は、税務町民課町民生活係にご相談ください。
- (3) 婚姻していないこと及び宣誓をしようとする相手以外の方とパートナーシップがないこと。
- (4) 宣誓をしようとする方同士が近親者でないこと。

## 4 パートナーシップ宣誓の流れ

### (1) 宣誓日の事前予約

・ 宣誓を希望される日の2週間前までに電話、FAX、電子メールのいずれかで税務町民課町民生活係に事前予約をしてください。

【受付】 税務町民課 町民生活係

TEL: 0465-68-1131

FAX: 0465-68-5119

電子メール: [zei\\_chominseikatsu@town.manazuru.kanagawa.jp](mailto:zei_chominseikatsu@town.manazuru.kanagawa.jp)

・ 予約時にお伝えいただきたいこと

宣誓希望日と時間（第1希望から第3希望まで）

宣誓する2人の氏名と日中の連絡先

※プライバシー保護のため、原則、個室で対応します。

※通称名を使用する場合は、あらかじめお伝えください。

※宣誓希望日は、なるべく複数の候補日をお知らせください。

### (2) パートナーシップ宣誓

・ 事前予約した日時に、必ず2人そろってお越しください。

・ 「5 宣誓に必要な書類」に記載の必要書類を持参してください。

・宣誓には町職員が立ち会います。

町が用意する「パートナーシップ宣誓書」または「パートナーシップ宣誓継続申告書」にそれぞれが記入署名し、提出してください。

※宣誓書または申告書を事前に記入することや代理人・郵送による宣誓はできません。

※自ら記入することが難しい場合は、両当事者立ち合いのもとで、他の方に代筆していただくこともできます。

※書類の不備がある場合は、宣誓日・申告日を延期させていただく場合があります。

### (3) 宣誓書受領証等の交付

- ・「宣誓書受領証」 1 通
- ・「宣誓書受領証明カード」希望する場合 各 1 通
- ・「宣誓書等の写し」 1 通

※事務作業のため、1～2時間ほどお時間をいただきます。

※原則として即日交付します。翌日以降に交付する場合は、窓口において改めて本人確認をさせていただきます。

※宣誓日または申告日以降に転入予定の場合には、3か月以内に

住民票等の必要書類を提出してください。この場合の交付は、必要書類の提出後になります。

※性別違和など、特別な理由があると認められる場合は、受領証等において通称名を使用することができます。通称名を社会生活の中で日常的に使用していることが客観的に確認できる書類（社員証や学生証など）を宣誓時に提示してください。

※通称名を使用する場合は、証明カードの表面に通称名、裏面に戸籍上の氏名を記載します。

※受領証等の交付に係る手数料は無料です。





## 5 宣誓に必要な書類

### (1) 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

・3か月以内に発行された住民票の写し等を1人1通ずつ提出してください。

※2人が同一世帯の場合は、2人の情報が記載されたものを1通で構いません。

※本籍・世帯主の氏名・続柄・住民票コード・個人番号の記載は不要です。

※真鶴町に転入予定の方は、転入後（宣誓日等から3か月以内）に提出してください。

### (2) 婚姻していないことを証明する書類

・3か月以内に発行された戸籍抄本または独身証明書等を1人1通ずつ提出してください。

※戸籍抄本または独身証明書は、本籍地の市区町村で取得できます。

※外国籍の方は、大使館等公的な機関が発行する配偶者がいないことを確認できる書類（日本語翻訳を添付）を提出してください。

(3) 本人確認ができるもの

・マイナンバーカード（個人番号カード）、パスポート（旅券）、  
運転免許証など、官公署が発行した書類等で本人の顔写真が貼付  
されたものを提示してください。

※上記の書類を提示できない場合は、税務町民課町民生活係にお  
問い合わせください。

(4) 通称名が確認できるもの

・通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名  
（社員証、学生証等）を使用していることが確認できる書類を提  
示してください。



## 6 宣誓後について

### (1) パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付

紛失、汚損等のやむを得ない事情がある場合、受領証等の再交付を申請することができます。再交付を希望される場合は再交付申請書を提出してください。

### (2) 宣誓事項の変更

住所、氏名（通称を含む。）に変更があった場合は、すみやかに変更届を提出してください。

### (3) パートナーシップ宣誓書受領証等の返還

次の場合は、宣誓が無効になるため、返還届を提出し、受領証等を返還していただきます。なお、返還された（返還されたとみなした）受領証の交付番号は、町ホームページに公開されます。

- ・当事者の意思により、パートナーシップが解消されたとき。
- ・一方又は双方が町外に転出したとき。

※単身赴任、親族の介護・看護その他やむを得ない事情により、一時的に町外に居住される場合は除きます。

- ・その他宣誓者の要件に該当しなくなったとき。

## 7 Q&A

Q1 パートナーシップ宣誓制度は、結婚とどう違うのですか？

A1 結婚は民法に定める法律行為で、相続権や税金の控除、親族の扶養義務等様々な権利や義務が発生します。一方、パートナーシップ宣誓制度は、町の要綱に基づいて実施するものであり、法的な効力はありません。また、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q2 欧米等で認められている同性婚制度とは違うのですか？

A2 欧米等で認められている同性婚制度は、同性カップルに法律上の地位を与え、相続、社会保障、税制などにおける保護を与えるものです。一方、パートナーシップ宣誓制度は、現行の法制度のもとで町の要綱により実施する制度であり、法的な権利や義務を生じさせるものではなく、同性婚制度とは異なるものです。

Q3 法的な義務や権利が発生しないのに実施する理由はなんですか？

A3 結婚のような法的なメリットはありませんが、受領証等を交付

することにより、性的マイノリティの方などの2人の気持ちを行政が尊重し、その関係性を公に認めることに意義があるものと考えています。全国的に携帯電話の家族割の適用や、生命保険の受取人の指定、医療機関での家族としての面会・説明など、一部の民間サービスでパートナーシップを尊重する取組が広がっています。本制度の導入によって、社会的理解がより一層進み、様々な場面でパートナーシップを家族の1つの形として取り扱うことが波及していくことを期待しています。

Q4 宣誓することができるのは、同性同士のみですか？

A4 同性、異性を問わず、性的少数者や事実婚など、様々な事情により婚姻の届出をしていない、または届出ができない2人を対象とした制度です。

Q5 宣誓をする際に費用はかかりますか？

A5 宣誓書等の提出や宣誓書受領証等の交付は無料です。ただし宣誓の際に提出していただく住民票の写し等の必要書類の交付手数料などは、自己負担となります。パートナーシップ宣誓書受領証等の再

交付の手続きの際についても同様です。

Q6 真鶴町民でないと宣誓できませんか？

A6 2人とも真鶴町民であるか、一方の方が真鶴町民で、他方が方が3か月以内に転入を予定している場合は、宣誓することができます。

Q7 郵送で宣誓書を提出することはできますか？

A7 郵送による宣誓はできません。2人で来庁の上、宣誓書を提出していただきます。

Q8 他の人に代理で宣誓してもらうことはできますか？

A8 代理人による宣誓はできません。ただし、自ら記入することが難しい場合は、2人の立ち合いのもとで、他の人に代筆していただくこともできます。

Q9 通称名を使用できますか？

A9 性別に違和感があるなど、特段の事情がある場合は、通称名を

使用できます。通称名の使用を希望される場合は、日常生活でその通称名を使用していることが確認できる書類（社員証、学生証等）を宣誓時に提示してください。なお、宣誓書受領証等の裏面などに戸籍上の氏名を記載します。



レインボーフラッグとは、LGBT の尊厳と、社会運動のシンボルとして作られた旗です。

1978 年、「サンフランシスコ・ゲイ・フリーダム・デイ・パレード」で使われ始め、世界に広まりました。虹色の各色には、生命、癒し、太陽、自然、調和、精神といった意味が込められています。